

介護老人福祉施設の入所に関する基準の概要

(1) 入所の必要性を評価する基準

- ① 要介護度
- ② 介護者・家族の状況
- ③ 認知症の程度
- ④ 在宅サービスの状況
- ⑤ 性別、ベッドの特性（認知症専用床等）

などを総合的に評価して入所を決定いたします。

また、6ヶ月に1回待機者名簿の見直しを行っております。

(2) 入所の時期

施設に退所する方が生じた場合は、入所待機者順位名簿に基づいて、施設から連絡いたします。その後、施設の担当者による面接調査等を行い、入所を決定し、施設との入所契約となります。

なお、入所者、家族の都合により一時辞退があった場合は、入所順位を繰り下げられる場合もあります。

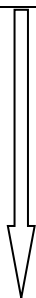
(3) その他

- ① 入所申込書を提出後、本人や家族の状況等が変わった場合は、家族の申し出により申込み内容の変更をしますので、施設へ直接、連絡してください。
- ② 入所申込書を提出された後、市外へ転出された場合（死亡を含む）は、速やかに施設に申し出てください。
- ③ 入所申込後、入所希望を取り下げる場合は直接施設に連絡するようにお願い致します。
- ④ 他の施設に入所が決まった場合は、直接施設に連絡をするようにお願い致します。
- ⑤ 当施設に入所が決まって、他の施設に申し込みされている方はご家族様からキャンセルをするようにお願い致します。
- ⑥ 入所申込書を提出後、本人や家族の状況等が変わらない場合は、入所申込書は有効とし、入所待機者名簿の順位が継続されますが、②と③などの理由により、入所待機者名簿から削除される場合もあります。
- ⑦ 入所申込書後、申込書の有効期限があります。尚、更新希望される方は、直接施設に連絡を頂きますようお願い致します。

- ⑧ 申込書の請求は施設窓口、郵送、施設のホームページ等で行っておりますのでお気軽にお問合せ下さい。

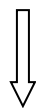
《入所の申込みから入所の決定までの流れ》

入所希望者等による申込み



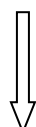
- (1) 施設へ「入所申込書」「入所申込書別紙」と「介護保険の被保険者証の写し」、在宅サービスを利用している方は「直近3ヶ月分のサービス利用票（別表を含む）」を提出してください。
- (2) 施設は、入所申込書等に基づいて内容を審査し、誤りがなければ申込書を受理し、写しを申込者等に渡します。

入所検討委員会



- (1) 入所基準に基づいて、要介護度や家族の状況等を勘案し、優先的な順位決定に関する事務を行います。

入所の意思確認



- (1) 退所者が生じて入所可能となった場合、施設から入所希望者の意思確認を行います。

入所決定・契約

- (1) 施設と入所手続きを行います。